

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【公表番号】特表2009-516511(P2009-516511A)

【公表日】平成21年4月23日(2009.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2009-016

【出願番号】特願2008-541203(P2008-541203)

【国際特許分類】

A 2 3 L 1/00 (2006.01)

B 6 5 D 65/46 (2006.01)

【F I】

A 2 3 L 1/00 G

B 6 5 D 65/46 B R Q

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月29日(2009.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可食性生分解性食品用容器の製造で用いる組成物において、

水と、

澱粉と、

繊維と、

離型剤と、

ワックス乳剤と、

第一の蛋白質又は天然高分子化合物と、

を含んでおり、

組成物が、実質的に食品用材料から成っている、ことを特徴とする組成物。

【請求項2】

澱粉が、アルファ化澱粉及び天然澱粉を含んでいる、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

アルファ化澱粉が、組成物中の総澱粉の、0重量%超～30重量%未満の範囲にある、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

アルファ化澱粉が、組成物中の総澱粉の、5重量%超～20重量%未満の範囲にある、請求項2に記載の組成物。

【請求項5】

アルファ化澱粉が、組成物中の総澱粉の、7重量%超～15重量%未満の範囲にある、請求項2に記載の組成物。

【請求項6】

第一の蛋白質又は天然高分子化合物が、カゼイン又は大豆蛋白質を含んでいる、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

乾燥時に組成物の物理的特性を向上させるために、第二の蛋白質を更に含んでいる、請求項1に記載の組成物。

**【請求項 8】**

前記第二の蛋白質が、胚乳又はゼラチンを更に含んでいる、請求項 7 に記載の組成物。

**【請求項 9】**

纖維が、長纖維、中間長纖維及び短纖維を含んでいる、請求項 1 に記載の組成物。

**【請求項 10】**

纖維が、天然纖維材料を含んでいる、請求項 9 に記載の組成物。

**【請求項 11】**

纖維が、約 2 mm 未満の平均纖維長を有する、請求項 1 に記載の組成物。

**【請求項 12】**

纖維が、5 : 1 ~ 25 : 1 の範囲の平均アスペクト比を有する、請求項 11 に記載の組成物。

**【請求項 13】**

充填材を更に含んでいる、請求項 9 に記載の組成物。

**【請求項 14】**

充填材が、有機である、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 15】**

充填材が、炭酸カルシウム、シリカ、硫酸カルシウム水和物、ケイ酸マグネシウム、雲母鉱物、粘土鉱物、二酸化チタン又はタルク、を含んでいる、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 16】**

充填材が、短纖維を含んでいる、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 17】**

充填材及び / 又は短纖維が、組成物の 25 乾燥重量 % 未満の総合濃度を有する、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 18】**

充填材及び / 又は短纖維が、組成物の 20 乾燥重量 % 未満且つ 5 乾燥重量 % 超の総合濃度を有する、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 19】**

充填材及び / 又は短纖維が、組成物の 17 乾燥重量 % 未満且つ 7 乾燥重量 % 超の総合濃度を有する、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 20】**

纖維が、成長の速い植物由来の纖維を含んでいる、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 21】**

ワックス乳剤が、天然ワックスを含んでいる、請求項 1 に記載の組成物。

**【請求項 22】**

ワックス乳剤が、乳化カルナウバ蠟又は乳化カンデリラ蠟を含んでいる、請求項 21 に記載の組成物。

**【請求項 23】**

離型剤が、ステアリン酸金属化合物、脂肪酸、タルク、脂肪又は油、を含んでいる、請求項 1 に記載の組成物。

**【請求項 24】**

離型剤が、ステアリン酸アルミニウム、ステアリン酸マグネシウム、ステアリン酸カルシウム、ステアリン酸カリウム、ステアリン酸ナトリウム、ステアリン酸亜鉛、オレイン酸、リノール酸、タルク、脂肪又は油、を含んでいる、請求項 1 に記載の組成物。

**【請求項 25】**

コーティングを更に含んでいる、請求項 1 に記載の組成物。

**【請求項 26】**

コーティングが、組成物の素地に部分的に浸透する、請求項 25 に記載の組成物。

**【請求項 27】**

着香剤と、

着色剤と、  
を更に含んでいる、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 28】

可食性生分解性食品用容器の製造で用いる組成物において、  
水と、  
アルファ化澱粉及び天然澱粉と、  
第一の蛋白質又は天然高分子化合物と、  
天然纖維と、  
ワックス乳剤と、  
離型剤と、  
着香剤と、  
着色剤と、  
を含んでおり、  
組成物が、実質的に食品用材料から成っている、ことを特徴とする組成物。

【請求項 29】

アルファ化澱粉が、組成物中の総澱粉の 0 重量 % 超 ~ 30 重量 % 未満の範囲にある、請求項 28 に記載の組成物。

【請求項 30】

アルファ化澱粉が、組成物中の総澱粉の 5 重量 % 超 ~ 15 重量 % 未満の範囲にある、請求項 28 に記載の組成物。

【請求項 31】

第一の蛋白質又は天然高分子化合物が、カゼイン又は大豆蛋白質を含んでいる、請求項 28 に記載の組成物。

【請求項 32】

乾燥時に組成物の物理的特性を向上させるために、第二の蛋白質を更に含んでいる、請求項 28 に記載の組成物。

【請求項 33】

前記第二の蛋白質が、胚乳又はゼラチンを含んでいる、請求項 32 に記載の組成物。

【請求項 34】

纖維が、長纖維、中間長纖維及び短纖維を含んでいる、請求項 28 に記載の組成物。

【請求項 35】

纖維が、約 2 mm 未満の平均纖維長を有する、請求項 28 に記載の組成物。

【請求項 36】

纖維が、5 : 1 ~ 25 : 1 の範囲の平均アスペクト比を有する、請求項 35 に記載の組成物。

【請求項 37】

充填材を含んでいる、請求項 34 に記載の組成物。

【請求項 38】

充填材が、有機である、請求項 37 に記載の組成物。

【請求項 39】

充填材が、炭酸カルシウム、シリカ、硫酸カルシウム水和物、ケイ酸マグネシウム、雲母鉱物、粘土鉱物、二酸化チタン又はタルク、を含んでいる、請求項 37 に記載の組成物。

【請求項 40】

充填材が、短纖維を含んでいる、請求項 37 に記載の組成物。

【請求項 41】

充填材及び / 又は短纖維が、組成物の 25 乾燥重量 % 未満の総合濃度を有する、請求項 40 に記載の組成物。

【請求項 42】

充填材及び / 又は短纖維が、組成物の 20 乾燥重量 % 未満且つ 5 乾燥重量 % 超の総合濃

度を有する、請求項 4 0 に記載の組成物。

【請求項 4 3】

充填材及び / 又は短纖維が、組成物の 1 7 乾燥重量 % 未満且つ 7 乾燥重量 % 超の総合濃度を有する、請求項 4 0 に記載の組成物。

【請求項 4 4】

ワックス乳剤が、天然ワックスを含んでいる、請求項 2 8 に記載の組成物。

【請求項 4 5】

ワックス乳剤が、乳化カルナウバ蠟又は乳化カンデリラ蠟を含んでいる、請求項 4 4 に記載の組成物。

【請求項 4 6】

離型剤が、ステアリン酸金属化合物（例えば、ステアリン酸アルミニウム、ステアリン酸マグネシウム、ステアリン酸カルシウム、ステアリン酸カリウム、ステアリン酸ナトリウム又はステアリン酸亜鉛）、脂肪酸（例えば、オレイン酸、リノール酸など）、タルク、脂肪又は油、を含んでいる、請求項 2 8 に記載の組成物。

【請求項 4 7】

可食性生分解性食品用容器の製造で用いる組成物において、

水と、

アルファ化澱粉及び天然澱粉と、

第一の蛋白質又は天然高分子化合物と、

竹纖維と、

粉碎クルミ殻と、

ステアリン酸マグネシウムと、

を含んでおり、

組成物が、実質的に食品用材料から成っている、ことを特徴とする組成物。

【請求項 4 8】

竹纖維と粉碎クルミ殻との組合せが、約 2 mm 未満の平均纖維長を有する、請求項 4 7 に記載の組成物。

【請求項 4 9】

竹纖維と粉碎クルミ殻との組合せが、5 : 1 ~ 25 : 1 の範囲の平均アスペクト比を有する、請求項 4 7 に記載の組成物。

【請求項 5 0】

アルファ化澱粉が、組成物中の総澱粉の 0 重量 % 超 ~ 30 重量 % 未満の範囲にある、請求項 4 7 に記載の組成物。

【請求項 5 1】

アルファ化澱粉が、組成物中の総澱粉の 5 重量 % 超 ~ 15 重量 % 未満の範囲にある、請求項 4 7 に記載の組成物。

【請求項 5 2】

粉碎クルミ殻が、組成物の 25 乾燥重量 % 未満の濃度を有する、請求項 4 7 に記載の組成物。

【請求項 5 3】

粉碎クルミ殻が、組成物の 20 乾燥重量 % 未満且つ 5 乾燥重量 % 超の濃度を有する、請求項 4 7 に記載の組成物。

【請求項 5 4】

粉碎クルミ殻が、組成物の 17 乾燥重量 % 未満且つ 7 乾燥重量 % 超の濃度を有する、請求項 4 7 に記載の組成物。

【請求項 5 5】

粉碎クルミ殻が、組成物の約 8 乾燥重量 % の濃度を有する、請求項 4 7 に記載の組成物。